

第103回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和3年6月22日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	戸屋雅裕
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永	健康福祉課子育て・福祉室長	時政典孝
			※日程第4のみ時政室長入場	
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第69号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第2．議案第70号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第3．報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて（R3.5.25 専決第18号））
日程第4．議案第78号 調停の成立について
日程第5．閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第6．議員派遣について
-

午前09時30分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、報告が1件あります。本日、説明等のため健康福祉課子育て・福祉室長へも出席を求めていますので、ご報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．議案第69号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） まず、日程第1、議案第69号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第69号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、加古原瑞樹議員。

〔総務常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

総務常任委員長（加古原瑞樹君） おはようございます。

それでは、報告をしたいと思います。

今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件1件について、審査の結果を報告させていただきます。

審査日時は、令和3年6月11日、午前9時25分から午前10時30分。

審査場所は、本庁舎西館3階、議員控室です。

出席者は、総務常任委員会委員全員と、当局からは、町長、副町長、総務課長、税務課長。事務局からは事務局長と局長補佐であります。

早速、議案第69号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。最初に、追加説明を求めました。

第 24 条、町民税の個人町民税の非課税の範囲は、条例の改正の中では、扶養親族の後に「年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ」という文言が追加されている。まず、国外の居住親族の見直しということで、扶養控除について、対象となる扶養親族から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた。これは、令和 2 年度の改正。これによって、個人住民税均等割、所得割の非課税限度額と個人住民税均等割の条例軽減についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取り扱いと同様とした。もともとは 16 歳以上の扶養控除があり、さらに国外に居住されている 30 歳以上 70 歳未満の者については、扶養から除外された。その前は対象だったが、この改正で除外された。

今回は、扶養親族と扶養控除の取り扱いを同じにする。国外に居住する扶養親族の中で留学生、障がい者と 38 万円以上の送金を確認できるものについては、扶養親族であって、扶養控除の対象になるという改正。

通常の国税であれば、所得から各扶養控除、各種生命保険控除等を引いた残りの額が課税標準となり、それに税率を掛けて税額をはじき出すが、この町県民税の場合については、扶養控除の要件によって、非課税の限度額が変動する。扶養がなしで 28 万円以下の所得なら町県民税の均等割はかからない。扶養が 2 人であれば、2 に 1 を足した数に 28 万円を乗じて 16 万 8,000 円と 10 万円を足した額以下なら非課税となる。今回の国外の見直しによって、そういった方を扶養として控除の中に入れられるということで、非課税の限度額が上がり、非課税の範囲が変わるという内容になる。

関連して、附則第 5 条の所得割についても、同じように、35 万円以下。また、扶養があれば 35 万円掛ける扶養親族プラス 1 プラス 32 万円プラス 10 万円以下の所得なら所得割でも非課税の範囲となる。

第 34 条の 7、寄附金税額控除では、寄附金控除について、所得税の申告は、税額控除と所得控除の 2 つの方法があるが、町県民税については税額控除 1 本になり、寄附金の額から 2,000 円を引いて、それに 10% を掛け、6 % が町税、県が 4 % という配分になる。「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」という文言が入る。寄附金でも出資金の要素があり、後から返って来るものについては、対象にならないということが明確にされた。所得税法の施行令による条文があるが、これは法人がどういう法人かという区分があり、独立法人とか、赤十字社とか、公益社団法人、旧の法人という区分がある。本町の現状は、寄附金の控除を見ると、全体で 240 件、478 万 3,694 円があり、そのうち、ふるさと納税が 167 件で 280 万 5,996 円。残りが社協への寄附金、政党への寄附金、共同募金、国境なき医師団、ユニセフなど 73 件で 197 万 7,698 円。今回の出資に充たることが明らかな寄附金というのは、町では、今現状としてはない。

36 条の 3、附則の第 5 条の関係では、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書ということで、内容的には、給料で申告するというのと同じだが、公的年金で、毎年皆さんが公的年金の扶養控除とか書類を出されるが、その取り扱いについても国外に居住している方で、先ほどの条件であれば、扶養の対象になる。

第 5 条は、町県民税の所得割の非課税の限度額ということで、国外に居住する方が対象になるということで、非課税の限度額が拡大された。

附則の第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで一般的に言うセルフメディケーション税制というもの。セルフメディケーション税制については、既に、5 年間は経過しているが、今まで医療費控除、一般的には支払った医療費から 10 万円を引いた残りについて、税の控除が受けれるという制度があるが、医療費控除を選択するか、セルフメディケーションを選択する、どちらかを選択するという形にはなるが、組織の取組として健康増進に取り組むとか、インフルエンザの予防をすると

かいった場合に特定の医薬品であるものについて、税の控除の対象になる制度。8万8,000円が限度で、そこから1万2,000円を引く。残った分については、控除が受けられる。今回の見直しは、令和9年度まで延長するというので、ただ延長するだけでなく、内容を見直し、対象となる医薬品で効果の高いものを選定した。例えば、同じ医薬品でも液状のもの、粒状のものがあったとしても、粒状のほうが効果がいい場合は粒状のものを適用になるが、液状は対象にならない場合があるとの説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、34条の7、寄附金の関係で出資に充てられることが明らかな寄附金というのは具体的には、どういうものなのかについて。寄附金をした後に、出資金として、幾らか返って来る要素がある寄附金がある。件数調べた時に、どういうものがあるか調べてみたが、本町では、そういうのがなかったので分からない。出資は証明書が必要なので、きっちりさびわけはできるとの答弁。

また、セルフメディケーション税制の関係だが、新たな制度の中の対象になる医薬品かどうかなど、周知方法は。新たな制度に移行するが、税制上もメリットがあり、健康増進を高めようという意図だと思う。利用者の方が理解するために、どのように努めるのかについて、セルフメディケーションについては、組織として取り組む証明書が必要。単独でやっても控除の対象にならない場合がある。例えば、メタボの取組の中で会社からの書類があり、それに基づいて医薬品を買うのは対象になる。また、インフルエンザのような予防接種は、事業として対象になるが、1万2,000円に達しないので、通常は控除の対象にならない。一般的には薬局で医療品を購入した時にレシートの下の方に、セルフメディケーション税制の対象品目ですというコメントが入っている。本町の場合は、医療費控除の中では、セルフメディケーションは個人の分なので自分の分だけになる。一般的には家族があれば、家族みんなの医療費を集めて、誰か代表で控除できるというメリットがある。だから、通常医療費控除を受けたほうが有利なので、本町では、このセルフメディケーション税制を活用した方がないとの答弁。

また、地方税法の一部改正に伴うということで、いつ法改正になるのかについて、令和6年1月1日となっているので、令和6年の分の申告した後の課税分。実質、令和7年になるとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第73条の規定により報告します。

なお、詳細については、委員会記録をご参照ください。

議長（石堂 基君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第69号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 70 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 70 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 70 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

産業厚生常任委員会に付託された審査案件について、会議規則第 73 条の規定により、報告をします。

付託された案件は、議案第 70 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

審査日時は、令和 3 年 6 月 14 日、9 時 27 分開会で 10 時 35 分閉会。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室。

出席者は委員全員と当局から町長、副町長、総務課長、住民課長、同課年金・保険室長、同課年金・保険室主事。事務局から局長、局長補佐であります。

審査に入り、当局の追加説明を求めました。

今回の改正は、兵庫県との共同事業として、共同事業としての福祉医療について助成対象の拡大、及び所得税法等の一部を改正する法律、及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、兵庫県の事業実施要綱が改正され、令和 3 年 7 月 1 日から施行されるため、これに準じた所要の改正を行うものです。

今回の改正は 3 点で、1 点目が助成対象となる医療保険各法の給付に訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を追加するものであります。

2 点目は、平成 30 年の税制改正で、給与所得控除額及び公的年金等控除額が 10 万円引き下げられたことで、今回、福祉医療の所得判定に用いる所得が 10 万円増額になる不利益を解消するため、給与所得ある方は、所得判定に用いる所得から 10 万円を控除するもの。

3 点目は、令和 2 年度の税制改正で、ひとり親控除制度が設けられ、従来、寡婦控除の対象にならなかった未婚のひとり親も所得控除が適用されるようになった。以前から未婚のひとり親は、寡婦控除となるとみなしていたが、今回の改正で、みなし規定が必要なくなった。

質疑に入り、主な質疑として、訪問看護を利用した際、今回の改正で対象となるが、周知方法は。答弁として、ホームページで、訪問看護を利用された際は、福祉医療の対象となるということをお知らせしたいと思う。訪問看護を利用されるとレセプト等が町に来ますので、従来は、福祉医療の対象にならなかったものが、そのデータを基に福祉医療から給付となります。

討論に入りまして、討論ありませんでした。

採決に入りまして、全員賛成でした。

結果、議案第 70 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本委員会は原案のとおり可決いたしました。

以上であります。

議長（石堂 基君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 70 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3 に入ります。日程第 3 及び日程第 4 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 3．報告第 3 号 専決処分報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（R3.5.25 専決第 18 号））

議長（石堂 基君） それでは、日程第3、報告第3号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、栄町自治会の資源ごみ集積所におきまして、クリーンセンターの収集車両が集積所の屋根に接触をし、損傷したことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和3年5月13日、午前11時頃、栄町自治会の資源ごみ集積所において、クリーンセンターの環境整備員が収集作業を終えて収集車を発進させようとした際に、対向車がすれ違いできないと判断して停車したため、道を譲るために収集車を集積所の直前に退避をさせました。

対向車が通過した後、収集車を発進させたところ車両後部の積載部が集積所のスレート屋根に接触をし、屋根の一部を損傷させたものでございます。

町として、国家賠償法第1条に規定する損害賠償責任を認め、集積所屋根の修理費の全額2万1,395円を支払う内容で、5月25日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定によりまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしたところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） ちょっと、お尋ねします。

小さな事故で済んでよかったというのか、そういう、この損害額の2万円余りの分は、保険から支払ったんやね。その保険も皆さんが汗水垂らして納めた税金ですから、そのことは頭に置いてください。

質問することはね、今まで毎年、交通安全の勉強会をしておりましたけれど、今年は、コロナ禍でしたんかどうか。したとすれば、どのあたりまでやったんかお答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 今年につきましては、まだ、実施しておりません。
今後、検討したいと思います。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 車ね、我々も含めて、毎日、乗って走っております。ですから、コロナ禍でできなかったとしても、リモートコントロールとか、そういうようなん続いてでも、やっぱり講習会はやっておかんとね、皆さんが、つい油断して、小さなことから大きな事故につながりますから、やってくださいよ。総務課長、副町長、頼みませ。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 事故を起こした職員と新入職員につきましては、毎年、赤穂の自動車教習所のほうに参りまして、講習会を受けたり、あと実技的な指導を受けたりしております。

ただ、全職員を対象にした研修は、今年は行っておりませんということで、お答えさせていただきます。以上でございます。

議長（石堂 基君） 質疑につきましては、ただ今、議題になっております審議事項についての質問を行ってください。要望意見等については、この場でお受けできるものではありません。

〔岡本義君「関連してますやない。そんなこと、議長が止めたらあかん」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 指名しておりませんので着席ください。
ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 4．議案第 78 号 調停の成立について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 78 号、調停の成立についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 78 号、調停の成立につきまして、提案のご説明を申し上げます。

令和 2 年 9 月に発覚した有限会社上月タクシーによる助成金不正請求事件については、調停という形で賠償請求や行政処分、改善策を見いだしたいということで、令和 2 年 12 月議会でご承認をいただき、同月 21 日付で神戸地方裁判所龍野簡易裁判所に申し立てを行いました。

2 月 9 日に同裁判所で行われた第 1 回目の調停以降、これまでに 4 回の調停の中で、ま

ず、運行日誌の提出や不正請求に至った経緯の説明を求めたところでございます。

タクシー運賃助成金の不正額は、令和2年11月に相手方から代理人弁護士事務所を通じて申告をされましたが、その内容は、令和元年10月から令和2年7月までの間に108件、11万1,782円を受領したというものでございました。

しかし、提出された運行日誌とタクシー利用者への聞き取り調査を行った結果、不正の申告のおよそ2倍の不正額があったことを確認をいたしたところでございます。

また、不正請求されていたのは、上月タクシー、平福タクシー、中尾タクシーの3社でございましたが、いずれも中尾社長本人が運転して助成券を預かった利用であったことが確認をされたところであります。

不正に至った理由としては、乗車地と降車地との利用区間が短い場合に、お客さんを迎えに行くまでの距離が遠方で経費がかかっていたために、それを補おうと、令和元年10月から事件発覚の令和2年8月まで、助成額を水増しした請求に及んでしまったということでございます。

そこで、申告の期間全般にわたって、申告数の約2倍の不正があったものとして、申告の11万円の2倍強の25万円を不正受領したとして不正額の額を決定をしたところであります。

また、公金不正受領への処分として、弁護士を交えて様々な方法を検討をさせていただきましたが、検討が難しかったのは、その処分についてを難しくさせたのは、町民の交通手段を確保しなければならないということでもございました。3社がタクシー運賃助成事業に占める割合は全体の5割近くになります。この3社の利用ができなくなれば、多くの町民がタクシーを利用しにくくなるわけでもございます。

そうした状況を考慮した中で、不正のほとんどが上月タクシーであり、その上月タクシーについて、タクシー運賃助成券制度の委託契約を1年間停止することといたしました。また、他の運転手は、それには関与していないということも確認ができましたので、他の中尾タクシー、平福タクシーにつきましても、委託契約を延長して助成事業を利用できるようにするというので、調停に臨んだところでございます。

相手方からは、会社経営が危ぶまれるとして賠償金額と契約停止期間について譲歩が求められましたが、町といたしましては、いろいろな状況を十分勘案し、また、検討した上での最終案であり、これを譲ることはできないということで、相手方が、この条件をのまないのであれば、警察への被害届と損害賠償の訴訟を起こすことを通告したところ、合意に至ったところでございます。

なお、上月タクシーの1年間の契約停止については、調停条項の内容に記載することがそぐわないとして、裁判所と藤田・川崎法律事務所から指導を受けましたので、記載はいたしておりませんが、調停が成立した後に、行政処分として1年間の契約を交わさないことを中尾氏へ通達をしたいというふうに考えております。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 先日の全員協議会で説明を受けまして、私、本日の本会議で質問させていただくということ saying いたんですけれども、改めて、この調停案を、調停条項（案）読まさせていただきますまして、これ、ちょっと文書的に、あるいは、私からすると、これは誤りだということがありますので、そこを、まず、説明をいただき、明らかにし、それから、質問に入りたいというふうに思います。

まず、一番最初に利害関係人というのが、有限会社上月タクシー、それから、株式会社中尾電化センター、有限会社平福タクシー、これは全員協議会でも確認しまして、登記簿を取って、同一社長で、この3社が利害関係人であるというふうに説明を受けました。

ところが、条項案の4項です。ここが文書がおかしいし、今の町長の説明の中にも、ところどころ話が出てきましたけれども、これ不思議な書き方になっています。

申立人、これ町及び中尾電化センターとあります。タクシー運賃助成事業委託契約を更新すると。1項目がありまして、これ期間ですけれども。

問題は、(2)です。申立人及び株式会社中尾タクシー間の令和元年12月20日付け佐用町タクシー運賃助成事業委託契約書に定めるところに従う。

先ほども言いましたように、利害関係人は、上月タクシー、中尾電化センター、平福タクシーの3社のみです。

しかし、この4項(2)は、中尾タクシーとの委託契約書という文言がある。そもそも、これは、存在しない会社です。中尾タクシーというのは、存在しない会社です。そこの委託契約書というのが、これは無効な契約だと。そもそも、これは契約そのものがなかったということになる。

そうすると、ここにまた、本日、調停事項で、これを認めて調停案とするという形になってくると、私からすると、二度誤りをする。間違いを犯すと。委託契約書そのものが、平成元年に結んだ委託契約が、存在しない会社との無効な契約。それを、今回、上程された4項の(2)、主語は中尾電化センターになっていますけれども、実は、存在しない会社、中尾タクシーが、そのまま、また、明記されているということになってくると、先ほど言いましたように、存在しない会社について、また、ここで当局もそうですけれども、議会もやっぱり誤りを犯すということになるのではないかなというふうに思いますので、結論としては、無効な委託契約ですので、これを取り消すことと、この調停事項（案）については撤回し、再提出が必要ではないかなというふうに思います。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） この件に関しては、町が令和元年に結んだ委託契約の表記は中尾タクシーという表記で締結をしているということで、この件については、町の顧問弁護士、それと、相手方の顧問弁護士、それと、裁判所の調停委員、裁判官も含めて、この点の法的な、専門的な立場からの整理の仕方として、この中尾タクシーというのは、よく個人事業主等で使われている屋号という、そういう捉え方をされています。

正式には、廣利議員言われたように、中尾電化センターというのが、正式な名称なんですけれども、中尾タクシーというのは、屋号という扱いで、法的には、その契約は、今、お話のように無効ということではないということで、この調停案で、その整合性を合わす意味で、中尾タクシーと中尾電化センターとは同一の事業体、相手方ということをも明記するために、こういった条項の4項の出だしは、中尾電化センターという形で表記されて、

その(2)では、中身については、その契約自体が、その屋号という形で使われている中尾タクシーという、ですので、その整合性を同一の会社であるということを明記するために、これは、法律の専門家の方々の、そういった調整、調整と言うんですか、整理でこういう調停事項の表現ということになっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） どう見ても、これは存在しない会社ですから、無効な契約というふうに思います。これは。

で、そうであるなら、我々は説明を、先日の全員協議会で受けたわけですね。

そしたら、その時に、中尾電化センターと、要するに中尾タクシーが同一というような説明は全く受けておりませんし、ここの調停案には出ているんですけども、要するに、登記簿を取ったら3社は利害関係人という話も、それは説明を受けました。

しかし、ここで言うところ、だから4社目が、ここに登場していると、存在しない会社だ。

だから、そのあたりは、無効な契約であったら、これは、それをまた、我々がここで承認することによって、町民の皆さん以外も、要するに無効な契約って、取り消しを求めていくということは、主張としては誰でもできるということですので、行政の安定性というか、不安定なままでいいのかなというふうなところがありますので、だから、冒頭言いましたように、これは、ただ中尾タクシーと、中尾電化センターが事実上一緒だというふうなこととか、あるいは、中尾電化センターと中尾タクシーが同一だということも含めて、これは、きちんとやっぱり、委託契約から元に戻していく形が正当なやり方ではないかなというふうに思うんですけど、もう一度お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） この件に関しまして、繰り返しますけども、法的な、そういう場においても、それは同一の会社であるという認識で扱われて、我々もその認識で、あえて全員協議会の中では、そういう説明はしなかったわけですけども、今、契約そのものが無効という、その分についても、その法律の専門家の方々の、しかも裁判所も含めての認識ですので、その点は間違いはない。契約は有効であって、この表記の違いというんですか、屋号と、個人事業主のような屋号、そういうことも法律上も認められているという範疇ですので、問題はないというように解釈しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 民法上で言うと、無効契約で、絶対的な無効ということは、先ほども、ちょっと触れましたように、主張すべきは、要するに町民、あるいは関係者以外でも、誰でも、これは無効だということが訴えられるというふうに、私は聞いたし、調べたんで

すけどね。

そうすると、先ほど言いましたように、いつまでも、このことが、例えば、今日これ、議会で承認し、成立し、マスコミ発表されると、そうすると、これは、やっぱり、おかしいのではないか。無効な契約をというふうな形で出てきた時に、将来的に、やっぱり安定性を欠いていくというふうな形に、きつくなっていくというふうに思います。

だから、そのあたりについては、きちんと、やっぱり調査をされて、不正を正していく。それから、先ほど言われた内容については、私は了解しているんですけども、しかし、もう一度、最初から委託契約のところから取り消しをし、それから、この調停案を撤回し、再提出という形が一番いい形ではないかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 答弁者をお願いします。

質問の内容で、無効の契約ということが言論されていますので、そのあたりを、議会として認めるということは、るる問題があります。明確な回答をよろしくをお願いします。

庵途町長。

町長（庵途典章君） この件については、先ほど、副町長が、それぞれ法律家、弁護士、また、裁判所の調停の中でも、登記簿を取りますと、正式には中尾電化センターという名前で登記がされていた。

ただ、通称、中尾タクシーということで、町民の皆さん、誰もが、そういう名称で呼ばれておりますし、私たちも、そのように思っておりました。

契約が既に、以前の契約も中尾タクシーとして委託契約を既に結んで、ずっと事業を行ってきたところです。

そういうことで、法律的にも、そうした契約の中で、副町長が申しましたように、屋号、通称であっても、存在として、それは相手方として成立をするという、そういうことが判断をされておりますので、今回も登記上の名称もこういうこと確認をしましたので、これの調停の中に入れ、そして以前に契約をしている中尾タクシー、これが同一であるということで、中尾タクシーとの契約ということ、これは取り消してというふうに廣利議員言われますけども、既に、もう何年も中尾タクシーで契約をしてきております。ですから、決して、無効でないというふうに思いますし、遡って取り消していくというような手続きそのものが、また、これは、じゃあ、これまで長年にわたって、それがどうだったかというふうな問題も生じてきます。しっかりと、そこは、私もその点についての整理については、それぞれ担当者、副町長にも確認をして、この形で法的な問題はないということを確認しておりますので、これを改めて取り消すということは必要ないというふうに思っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） ちょっと、確認なんですけど、この件は、裁判所も認めているわけなんです。

要は、僕らが何を言うかどうかじゃなくって、法的な裁判所が認めたという、この文書で認めたということは、それで間違いないし、僕らが何を言おうが、それでOKということになるので、その確認だけ。間違いないんですね。それだけお願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） この調停事項については、裁判所の指導で作成されたものです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ、中尾さんが社長自ら乗って行ってないところまでして、こういう割増し、水増ししたわけですね。そして、ほかの社員にも、ドライバーにも、するよに中尾さん言うたんでしょ何か。

それと、そこらへんは、中尾さんは、町当局、役場、このタクシーのこと、それから、町民に対して、どのようにわびいうのか、言われておるんでしょうか。そこらへんは、どうですか。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 今、岡本議員がお話されたことは、想像というのか、類推で、その点については、中尾氏本人が、運転員にそういった指示をされたというふうなことは確認はされていません。

我々、調停の中で確認されたことは、中尾氏本人が運転の時に、そういった利用券を少し延長に運行したという表記で提出された。中尾氏本人が関わっているということは、その調停の中では確認しましたが、今、言われたようなことについては、我々は確認はしていませんので、あくまでも類推であるというふうに思います。

それと、本人につきましては、この調停は基本的に、双方の代理人で調停委員を3者で協議されるということで、町からの要望、提案。それと、中尾氏からのその答え、提案。そういうもので、交互に交わされるということで、今、岡本議員が後段で言われた、これからの、これを踏まえた反省、そういうことについては、今後、この調停成立後、町として、町民の利用される方に支障がないように、そういうことへの対応、あるいは、運転員、中尾氏のそういった反省も含めて、きっちりと指導をしていくということになると思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 本人がね、そういう当局並びに町民に対して、自分はこういう水増しもして、これやったということに対しての、その謝り方いうのか、どういうふうに、そ

ういうことを言うておるんかいうことが、今、副町長抜けておる。

それと、これね、発覚するまで、もし思うんですけど、中尾さんは、ずっとまだ、続けますよ。これ。発覚したから、こうやって問題になって、ほんなら分かって、ほんなら、それだったら何ですよ、まだ、続けてやって、ほんなら、今の 25 万円で済まんと思う。

ほんなら、上月も、平福も南光も、そういう社長がやりながら、ほんなら、町は、やっぱり和解というふうに持って行かんと、町民のタクシーを利用するのが、50%以上、中尾が占めておる以上は、苦しいところがあるの分かっていますよ。そやけどね、そういうことがばれて、謝って、金払って済むんだったらな、警察も裁判所も要れへんは。なっ。そこらへん、どうですか。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 1 点目については、調停条項の 1 項の末尾に、ちゃんと、向こうの姿勢として書かれておりますので確認していただきたいと思います。町並びに町民に陳謝するという、その文言に含まれているというふうに受け止めています。

あと後段の分については、これは憶測で、ここで議論することではないと思います。

これからの対応については、町もこういったことは、再発しないように、そういう面では徹底して、対応していくという考えでありますので、中尾氏がこれから云々というふうなことは、ここで議論すべきことではないと思います。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 先ほどの 4 項のことですけれども、屋号で、裁判所も町の顧問弁護士の方も屋号も正式名称も、それで認めるということですから、改めて今回、契約をするということですから、今度、更新ですから、更新する場合には、やはり、正式な名称で、屋号ではなく、正式名称で契約するというような調停案にするべきじゃないでしょうか。

〔健康福祉課子育て・福祉室長 挙手〕

議長（石堂 基君） 子育て・福祉室長。

健康福祉課子育て・福祉室長（時政典孝君） 失礼します。子育て・福祉室長の時政です。

今のご質問にお答えさせていただきます。

今回の調停を進める上で、今、ご質問にあった、これからの契約の延長につきましても、顧問である藤田・川崎法律事務所と相談して進めておりまして、契約の更新につきましても、現契約が令和元年 12 月 20 日に契約を交わした内容に基づいて、それを延長するという形にしておりますので、ここでの契約者の変更はしないでいだろうというご指示をいただきまして、このような調停条項となっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） それ、更新で延長ですから、改めて、こういう問題が起こって、中尾電化センターとの契約ということにしたほうが、すっきりすると思うんですけども、更新延長ではなしに、改めて、中尾電化とは契約するとするほうが、私、すっきりすると思うんですけども、いかがですか。

〔健康福祉課子育て・福祉室長 挙手〕

議長（石堂 基君） 時政室長。

健康福祉課子育て・福祉室長（時政典孝君） 私自身もそのように思いまして、法律事務所と相談した結果、このようになっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） それ見解の相違ということになりますから、先ほど、廣利議員のことによりますと、見解の、それぞれの、裁判となれば、裁判所もこういうふうな屋号も、正式名称も同等だと認めるということですけども、ですから、町としても、こういう調停案でやろうということなんですけれども、一方で、見解が違うということも裁判で争う余地は、私、出てくると思いますから、すっきりしたほうが、改めてですけども、そういう裁判で争う余地もないぐらいに、きっちりするということになれば、改めて契約し直して、中尾電化センターとの契約というふうが、それは、行く行くは突っ込みどころがないような、そういうことに調停案にはなろうかと思うんですけども、再度、いかがですか。

〔健康福祉課子育て・福祉室長 挙手〕

議長（石堂 基君） 時政室長。

健康福祉課子育て・福祉室長（時政典孝君） 今、ご意見いただきまして、再度、法律事務所と相談をいたしたいと思います。

ただ、もうあと6カ月間ほどの延長でございまして、次回の契約につきましては、必ず中尾電化センターと結びたいというふうに考えております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 元へ、坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 今、時政室長は、言いましたけども、今回のこの期間の契約については、これで司法上も、そういう位置づけをされていますので、この現契約については、この名称で行くと。

時政室長が言いましたように、新たに、この12月で切れる、新たな契約については、そこはしっかりと、確認をして、その問題がないような契約の仕方で行くということにしたいと思います。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） この内容について、ちょっとお伺いするんですけども、上月タクシーさんとは、この契約によりますと、上月タクシーさんとは、契約期間が7月31日までということで、それ以降は、契約しないという形になってはいますが、上月タクシーさんに対するあれだけで、あとのタクシー会社は、ずっと契約していくわけですね。

そうすると、タクシー券が使えない車は、上月タクシーさんに限られるということになります。そうすると、今現在、既に、上月タクシーさんの、以前、上月タクシーさんで表示されていた車両が、上月タクシーさんという名前消しています。そういうことで、上月タクシーさんの会社自体を解散して、中尾電化センターさんに統合するとか、そういう形を取るとか。あるいは上月タクシーさんの車両を平福タクシーなり中尾電化センターの車両に移し替えるとかすれば、以前どおり営業できる形になるのではないかと。

そうすると、このペナルティーの内容が、夢見うつつ何もなくなる可能性があると思います。それに対する対応はどうされているんでしょうか。

〔健康福祉課子育て・福祉室長 挙手〕

議長（石堂 基君） 時政室長。

健康福祉課子育て・福祉室長（時政典孝君） 私たちも調停に臨む上で、厳罰に望みたいという思いはありました。

ただ、町長もお話させていただきましたように、タクシー事業に関わるシェアが大分大きいことから、3社ともに契約停止を求めるとなると半分のタクシーが動かなくなるという実情が見えてきます。

全員協議会でもお話させていただきましたけれども、平福と中尾タクシーにつきましては、割合がかなり、不正の割合が少なく、調査の期間の間だけで1、2%であったということ。

それから、先ほども言いました交通の手段を守るというところから、中尾と平福については、契約停止を求めないほうがいいだろうということで、調停を進めてまいりました。

で、今回のこのような、もしも上月タクシーの車両に乗った時に、タクシーチケットを中尾と平福に変えて出してきたら、どのようにするんだろうというようなことも、私たちも不安として考えております。

これから、町民の皆さんには、8月1日から上月タクシーが使えなくなるというふうな

周知を行うんですけれども、文言には、上月タクシーだけではなくて、中尾と平福にも不正があったんだという事実を伝えるということで、町民の皆さんにお伝えさせていただいて、町民の皆さんが利用になるわけなんですけれども、その時には、まず、上月タクシーをご利用になられた方は、電話番号を上月タクシーに電話されると思いますけれども、そこで使えないんだということが分かれば、上月タクシーには電話しないということが出てくると思います。

その上で、どうすればいいのかという、町民のご質問が実際に健康福祉課の窓口に来られて、障がいのあるお子さんを持っておられる保護者の方でしたけれども、厳罰は望みたいが、私たちの立場のような者はどうしたらいいんだろうかというふうなことだったんですけれども、申し訳ないけれども、それはほかのタクシー会社をお願いしてほしいと。

実際に、今も上月タクシーは配車は南光の徳久からか、佐用の駅前から配車しているので、実際に配車の時間にかかる時間等は変わらないと思いますというふうなお答えをさせてもらったところです。

そういった具合に周知を進めて、上月タクシーは使わないと、使えないということを認識してもらうのと、あと、それから、私が思いますのは、やはり、このような不正をしたということは、町民の皆さんに、大分、打撃を与えていると思います。中尾グループが、そんなことしたんだというふうなことで、捉えていただいていると思います。

その上で、ご利用になれるのが、上月タクシーではなくて、どうしても中尾や平福に及ぶということであれば、それは、交通の手段を確保したとする上で、致し方なく、町民の方が選んだというふうに思わないといけないのかなというふうに考えております。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 基本的に、上月タクシーの1年間停止というのは、利用券の停止ということですので、上月タクシーは、一般の方とか、利用券を使わないという方については、これは営業はされるということです。

で、児玉議員の危惧されていることも分かるんですけども、今、時政室長が言いましたように、利用者の方に、そういった上月タクシーでの利用券は使えませんということ、徹底して周知するという方法と、それから、もう1つ、上月タクシーを利用して、その利用券を、例えば、平福タクシーとか中尾電化タクシー、まあ中尾タクシー、そういうもので請求されれば、これは新たな不正ですので、そういうことに関しては、厳重に、厳格に町としては対応していくという考えでおります。

議長（石堂 基君） 児玉議員、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10番（山本幹雄君） 本来の趣旨から、ちょっとずれているんですけども、というのは、どういうことかと言うと、本来の質疑じゃなくして、要望、こうしたほうが、中尾タクシーにしたほうがいいんじゃないかというような意見が、金谷議員からあったので、私も、ちょっと、そういう部分で、それであるならば、佐用町は、中尾電化と契約したと、本来

はということであるんですけども、中尾電化というのは、電化かタクシーか分からないから、多分、通称の、屋号の中尾タクシーを利用したんだろう。

それで、以後も、あと残り半年言うけど、半年も中尾タクシーと契約してもろたらいいと思う。中尾電化とはしません。

そしたら、あと半年後に中尾電化は中尾タクシーをつくるかも分からんし、つくらんかも分からん。つくらんなら、しないよと。

こっちが、こういう問題、ややこしい問題で、ごちゃごちゃせんでええんですよ。堂々と中尾タクシーとしか契約しませんよと。

そしたら、中尾電化が中尾タクシーをつくりゃあ、中尾タクシーと契約したらややこしくないの、言うこと分かります？そういうことでしょう。

だから、ごちゃごちゃ考えんと、中尾さんに、一言、以後も中尾電化はしません。中尾タクシーとしません。だから、中尾タクシーをつくるなり、何なり、それは、あんたの勝手ですよ。つくらないんだったら、以後、しませんでしたら、中尾さんは、必ず中尾タクシーをつくるから、あとそのまま中尾タクシーと契約したら、私は、いいんじゃないかと思えます。

これは、全く、本来の趣旨から言ったら外れておるんですよ。質疑する時間やから。金谷君が、どうのこうのと要望しよったから、それだったら、(聴取不能)。

[金谷君「要望違う」と呼ぶ]

10 番 (山本幹雄君) 僕には、要望に聞こえた。あんなの質疑じゃない。
そういうことです。

議長 (石堂 基君) ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[廣利君 挙手]

議長 (石堂 基君) 廣利議員。

6 番 (廣利一志君) タクシー券不正請求に係る調停事項案に反対の立場で討論します。
まず、不正に関しての徹底した調査に従事された職員の労苦に感謝申し上げたいと思います。
しかしながら、今回の調停案については、二度の誤り、つまり存在しない会社とのタクシー運賃助成事業委託契約書を令和元年 12 月 20 日に契約し認めたこと。
さらに、今回、その無効な委託契約を認めたまま、調停案を議会として決定することをやろうとしています。
行政の取るべきは、順序を踏んで無効な委託契約書を取消し、調停案を撤回して議会に再提出することです。
今回の件については、裁判所も同意だということですけども、一体じゃあ、何が問われているのかと。我々、議会の立場が実は問われているわけです。
先ほども言いましたように、無効な契約を、このまま調停事項案にも載せながら、文章的にはおかしいことを書いてやることについて、先ほども言いましたように、どうして、その順序を踏んで、委託契約を取消し、この調停案を撤回し再提出をするということがで

きないのでしょうか。

先ほども言いましたように、無効な契約ということについては、町民以外の方も含めて、無効だからと訴え出ることはできます。このまま、行政の不安定さを認めていいのでしょうか。そのことが問われているというふうに思います。

以上、今回の調停案に反対といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 議案第 78 号、調停の成立に対して賛成の立場で討論いたします。

佐用町タクシー運賃助成事業は、交通移動手段を持たない高齢者を中心とする交通弱者を町民みんなで支援する重要な施策、事業です。

今回の事件は、その意味では全町民に対する背信行為であり、決して許されることではなく、相手方及び利害関係人に対して損害賠償と猛省を求め訴追すべき事件であると考えますが、現状の佐用町タクシー運賃助成事業の交通体系と、利用者、特に高齢者の利活用、利便性を考える時、早急に制度の見直しと体制を立て直す必要があります。

それがために、先の 101 回佐用町議会において、議案第 129 号で調停の申立てを審議し、可決したものであります。

それを受けて、今回の調停案については、相手方及び利害関係人に損害賠償と猛省を求め、また、行政処分含みの内容となっており、かつ調停成立が事実上合意の方向であり、早期解決を求め、賛成の討論とします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 78 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 78 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） ここで場内の皆さんにお願いがあります。

感染防止のため、マスクの着用について、再度、注意してください。

マスクの着用方法について、再度確認をしてください。

日程第 5．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

日程第6．議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第103回佐用町議会定例会はこれをもって閉会とします。

午前10時39分 閉会

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり、一言御挨拶を、私感を含めてでありますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

昨日は、月曜日でありまして、非常に楽しみにしておったプロ野球もありませんでした。残念です。

一方、東京オリンピック開催という暴走列車は止まるところがありません。

直近のアンケートでいきますと、国民の6割が中止、または延期を望んでいます。国民の3割が無観客の大会を望んでいます。いずれも日本国民の感染防止の観点からだと思います。

日本の政府、そして、日本のリーダー、どうしたらこういうふうになるのか、私には分かりません。

今、大切にされなければいけないのは、国民一人一人の健康と安心と安全であります。いかにリーダーの役割が大きいか、政府の役割が大きいか、改めて思うと同時に、心のよりどころが少しずつ細くなっています。

一方、定例会を閉会し、7月に入りますと、私たちの兵庫県のリーダーを決める選挙が行われます。

本当に、この中山間に住む一員として、日々の暮らしの中から、よりよいリーダーが選ばれることを願っています。

さて、町内においては、これまでに経過的な説明を受け、報告を受けています感染対策における切り札とも言えるワクチン、高齢者は、この6月中に、あるいは7月上旬ぐらいに、65歳以上については完了する。この間、高齢者の対象となっている、自分も含めてであります。ワクチンの接種を終えられた方、あるいは、これからワクチンの接種を希望されている方、本当に意識的にたくさんの方から、お話を聞くことができました。

町内においては、非常にスムーズな計画と執行がされています。

そして、また、今後の65歳未満の皆さんに対する接種計画等についても、今、熟考され、経過的には、私たちも報告を受けております。どうか、これが無事に少しでも早く進むことを願ってやみません。

これは全国の中で比較すると、あるいは兵庫県の中で比較をして、新聞報道などを見ると、多少数の増減があります。でも、実際に、ここで暮らしている、私たち自身が、そこに不安を覚えなければ安心を得ることができません。

幸い、多くの高齢者、ワクチン接種の1回目を終えた方、皆さん、「異口同音によかった。」
「2回目を早くしたい。」

若い方は、「町のほうから安全な形で、また、連絡、体制が整備されるから、それに従いたい」と聞いています。

これも行政の皆さんの不断の努力、そしてまた、リーダーの方向づけ、判断の賜物だというふうに思います。

こうした住民の、そしてまた、私たちに寄り添う行政、多分、今後、64歳以下のワクチンの接種計画、方針等が説明されます。議員として、一人でも多くの住民の皆さんに、その内容をお知らせして、安心・安全のよりどころを住民の方に提供していきたいというふうに思います。

オリンピック、いかに心待ちにして、楽しみにしていたことも、方向づけによって、非常に希薄なものに、今、私自身は感じています。

高々、スポーツイベントというふうに言われることもあります。しかし、その中で得る感動であったり、喜びであったり、悲しみであったり、本当に日本国民が一人でも多く、その機会に接する、あるいは感じる、そういう機会づくりを望んでやみません。

私の応援するプロ野球は、今日、夕方からナゴヤドーム、バンテリンドームで試合を行います。本当に、そのプロ野球1つ、1試合ですけども、多くの楽しみがあったり、喜びがあったり夢があります。そうしたことを、日々感じられる喜びとともに、今後また、一層努力をしながら、安心・安全な住民に寄り添う行政を応援していきたいというふうに思います。終わります。

町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） それでは、6月定例議会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を、まず、申し上げさせていただきます。

6月定例会におきましても、このコロナ対策、交付金の各種、いろんな事業を、これから計画をし、非常にこのコロナの影響によって、大きなダメージを受けておられる商工業者の皆さん、そして、非常にこのコロナの感染に対しての不安を抱かれている全町民の皆さん方、しっかりと、この対策を進めていくための補正予算も提案をさせていただいて、それぞれ慎重審議をいただきながら、可決、決定をいただきました。

早速、この交付金等を活用しながら、しっかりと計画的に、この事業を進めてまいりたいと思っております。

また、提案させていただきました、それぞれ多くの条例案等に、議案につきまして、原案どおり可決、決定をいただきましたことに対しまして、まず、お礼を申し上げたいと思います。

コロナのワクチン接種につきましては、昨日から高齢者の方の2回目の接種が始まっております。今、議長からの御挨拶もいただきましたように、高齢者の接種につきましては、計画的に皆さん方、非常に、その計画に沿って、ご協力をいただきながら、スムーズな、問題なく接種ができておりますので、7月の10日過ぎまでには、この接種を完了できる見通しが立っております。

この後、あとの64歳以下の方の接種計画につきまして、皆さんにも、これから説明をさせていただいて、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、まだ、医師会の先生方との最終的な調整が終わっておりませんので、経過的などころもありますけれども、引き続いて、若い方、現役世代の方が、もう既に、職域の接種だとか、大規模会場だとか、そういうところでも接種が始まっておりますので、何とか、1日も早く接種を終えて、皆さんが安心して、また、昔の生活に戻れる、そういう社会、これは佐用町だけではできないわけでありまして、そうした、佐用町としても、その責任を果たしていきたいと考えておりますので、この後、若干、また、時間を頂戴したいと思います。

まずは、6月議会につきましてのお礼の御挨拶をさせていただきます。

また、引き続きなんですけれども、少し、この場をお借りして時間をいただきまして、この10月に選挙管理委員のほうで発表されましたように、予定をされております町長選挙につきまして、私の所信を少し、皆さん方に、この場をお借りしてお伝えをさせていただき、町民の皆さんにもお伝えをしたいというふうに思っておりますので、少し時間をいただきたいと思います。

私も残すところ、与えられた任期、もう4カ月余りというふうになりました。

私も合併して新しい新佐用町発足して16年になるわけでありまして、この間、4期、約16年にわたりまして、議員各位、また、町民の皆さん方、本当に絶大なご協力、ご支援をいただきながら、町職員の中心となって、新しい町づくり、新町の安定した運営に邁進をさせていただいたつもりでございます。

新しい、合併という大きな事業でありましたので、当初は、旧4町の、まず、町民の皆さんが1つの、新しい佐用町の町民としての、そういう思いをつくっていただき、4町の融和に努めながら、行財政改革をしっかりと計画的に進めながら、合併特例法を十分活用しながら、合併における新町まちづくり計画に則って、まちづくり、また、新しい、それぞれの事業について、計画的に進めさせていただいたということで、本当にその間の皆さん方のご支援、ご協力にも感謝を申し上げたいと思います。

そうした中、第1期目の終わりに、ああした平成21年の大水害、予想もしなかった大きな災害に襲われて多くの町民の皆さん、本当にかけがえのない命を失ってしまったことは、本当に私も、この間の一番大きな後悔であり、本当に残念な出来事でありました。

そうした大きな災害を乗り越えて、まずは、災害からの復旧、復興を最優先にしながら、

安定した財政基盤のもと、教育環境、次の世代を担う子供たちの子育て、教育環境の整備や、また、道路や、また減災、防災関係のインフラ整備、公共施設、役場の庁舎、また、スポーツ、福祉施設、そうしたハードな事業も、これを着実に、計画的に何とか進めることができたというふうに思っております。

ただ、行政課題というのは、本当に切りがありませんし、当然、次々と、新しい課題が生まれるわけで、特に、今般のこのコロナ禍、新型コロナというのは、これも誰も、なかなか予想をすることはできなかった大きな大災害だというふうに捉えております。

そうしたコロナの問題、これは世界中を挙げて、地球規模で、今、取り組まれておりますけれども、町行政としても、やはり町民の皆さん方が1日でも早く安心な生活を取り戻し、また、このコロナによって大きなダメージを受けた経済に対して、何とか、それを取り戻していくと、これも町行政にとっても、大きなこれは責任であります。

ただ、町行政というのは、本当に力のない、そんなに規模も小さい行政でありますから、やはり、これは県、国と一体となって取り組まなければならないわけですけれども、そうした問題の中で、知事もこの7月に選挙がされ、長年兵庫県のリーダーとして一緒に取り組ませていただいた井戸知事が退任され、いずれにしても、新しい、どなたになったとしても新しい知事が生まれるわけでありまして。

今後、やはり私たちのような小さな自治体においては、県との連携というのが、非常に、これまで進めてきた行政を振り返っても、非常に大きな、大事なところであります。神戸市とか、尼崎とか、大きな市に行けば、県の存在というのは、それほど大きなものではない部分もあるんですけれども、そういう中で、また、新しい知事との信頼関係も、しっかりと構築をしていかなければならないと思いますし、この合併以来、人口も約5,000人近く減少をしたという大きな問題、それに派生する、それこそ、これからの町の運営に当たって、全てに、大きなこの人口減少というのは、問題を提起、影響が出てきており、ますます、この大きな影響が出てきます。そうした課題というのは、本当にこれから、なかなか次々と課題が生まれて、それを全て一つ一つ解決していくということは、当然、これは時間的にも、次の、それぞれの時代の人、次の世代が、また、そうした課題に、しっかりと取り組んでいきながら、この佐用町を守り、また、つくっていただかなきゃいけない。そういう意味で、私もこうして、4期16年させていただいて、もう次の新しい方に、世代にバトンをしっかりと渡していかなきゃいけないという責任があるということは、十分認識をしておりますけれども、現下の社会状況、コロナのこの問題も、まだまだ、この影響が広く長く残ると思いますし、これによって、明らかになってきた地域医療、この地域医療を、しっかりと、どう守っていくか。こういう問題も、最近、私は、この中で、佐用町の将来を見た時に、非常に大きな問題だというふうに、今、認識しております。

また、農業、林業においても、なかなかこれを解決するような、大きな、しっかりとした施策というのは打ち出せない中で、少しでも、今、林業や農業に対しても、佐用町において、新しい農作物の加工場を計画をし、また、加工所、また、販売所、そういうものも会社をつくって、これから、そういう体制をつくっていかうということで、取り組みを始めたところでありまして。

そうした課題に、少しでも道筋をつけて、次の方に、しっかりと安定した佐用町、行政の姿で引き継いでいきたい。そのためにも、あともうしばらく引き続いて、私が、町政の、この責任を担わせていただくこと、そのことが佐用町にとっても将来的にはプラスの面がある、プラスではないかなというふうに、自分は、そういう判断をいたしました。

長年やっている、いろいろなマイナス面もあるということでの批判もあろうかと思っておりますけれども、今の私の経験と、また、県役員との、いろんな、これまで築き上げてきた、そうしたパイプも、しっかりと、これを活用しながら、らしい町、佐用町の将来に向けた

中長期的な視点に立って、全て私が解決できるわけじゃありませんから、そうした道筋を少しでも、しっかりとつけた中で、次の若い世代に、それを引き継いでいただく。そのことが、私の一番大きな責任だということを自覚しながら、あともうしばらく町民の皆さん方の、そうしたご理解、ご支援をいただけるなら、その責任を担っていきたいというふう
に決断、覚悟させていただきましたので、ぜひ議員各位におかれましても、ぜひ私のそうした思うところをご理解いただき、引き続いての、こうしたご支援、ご協力をいただければ幸いです。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

少し、長くなりましたけれども、以上、私の 10 月に向けての決意表明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君）

これをもって終了します。御苦勞さまでした。